

【オプトレ!】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 10 条 (本サービス提供の一時停止)	<p>(3)「オプトレ!」取引により生じた損失が、お客さまが設定された損失限度額を超過した場合、<u>損失が発生した日の翌営業日から同年 12 月の最終営業日まで取引を停止させていただきます。</u></p> <p>(4)「オプトレ!」の 1 日の取引額が、500 万円 (1 日のお取引限度額) を超過した場合、<u>超過した翌回号から、当日の 11 回号終了まで取引を停止させていただきます。</u></p>	<p>(3)「オプトレ!」取引により生じた損失が、お客さまが設定された損失限度額を超過した場合には、<u>1年間取引を停止させていただきます。</u>また、「オプトレ!」取引による損失が、<u>取引開始前にお客さまご自身にご申告いただいた損失限度額に達した場合や、購入限度額に達する日が連続した場合、</u>当社の判断により取引を停止させていただきます。</p> <p>(4)「オプトレ!」の 1 日の取引額が、<u>2 営業日連続して 500 万円 (1 日のお取引限度額) を超過した場合、</u>当社の判断により一カ月間取引を停止させていただきます。</p>